出資証券不発行についてのよくあるご質問

- Q1. なぜ、出資証券を不発行にしたのですか。
- A 1. 出資証券は、預金通帳や証書と違い、日頃出し入れすることがなく、また長期に亘り保管しなければならない為、譲渡・脱退・相続や名義変更などの際、出資証券紛失のお申出を受けることが多々あります。出資証券を不発行とすることで、その際の手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を減らすことになります。
- Q2. 出資証券がなくなると、出資しているという証拠書類がなくなってしまいますが、 自分が出資していることの確認はどうすればよいのですか。
- A 2. 組合員の皆様からお預かりした出資金は、電子データとして厳格に管理いたします。 今後出資残高につきましては、毎年7月にお送りいたします「配当金支払通知書」 でお知らせいたしますとともに、組合員の皆様からのご請求時に残高証明書(有料) を随時発行いたします。
- Q3. 今持っている出資証券はどうすればよいのですか。
- A 3. 従来出資証券は、会員加入時に出資金をお預かりいたしました証として発行してまいりました。今回の出資証券の不発行に伴い、お手元の出資証券は回収いたしません。譲渡・脱退等の手続きの際、窓口にお持ちいただければ回収いたします。
- Q4. 氏名や住所等が変わった時はどうすればよいのですか。
- A 4. 本人確認書類とお届け印鑑をお持ちください。出資証券は不要です。 出資証券を紛失された場合はお届けの必要ありません。
- Q5. 譲渡・脱退・相続等の手続きの際は、何を持っていけばよいのでしょうか。
- A 5. 本人確認書類とお届け印鑑をご持参ください。また、相続の際には、相続人様の印鑑(実印)と相続関係の確認書類をお持ちください。なお、相続の形態によりご持参いただく書類が異なりますので、事前に取引店舗にお問い合わせください。
- Q6. 新たに出資した場合、出資証券に代わるものはありますか。
- A 6. 「出資証券」の代わりに、「出資加入承諾書」を発行いたします。

<お問い合わせ先> 大同信用組合 総務部 電話 06-6541-2910